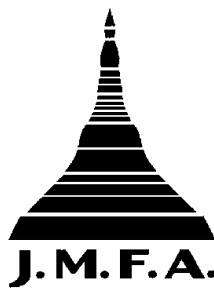


社団法人・日本ミャンマー友好協会 定款

昭和47年3月12日制定

平成9年5月13日改訂（外務大臣認可第14号）



ဂျပန် မြန်မာ ယဉ်ကျေးမှု အသင်း

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本ミャンマー友好協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府茨城市横江 1-1-40 第1ペンタリーオフィス3階に置く。

2・本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、日本とミャンマー両国間の活発な民間文化経済交流を増進することにより、両国間の友好と親善関係の確立に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本及びミャンマーの文化経済に関する研究・情報資料の収集及び分析
- (2) 日本及びミャンマーの文化経済に関する啓発普及活動
- (3) ミャンマーの文化及び教育活動等に対する協力と在日ミャンマー人、留学生及び研修生に対する協力並びに交流
- (4) 日本及びミャンマー両国の文化経済関係者又は団体の相互交流に対する協力
- (5) 会報の刊行頒布
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の各号に掲げる者とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は入会金及び会費を納入することを要しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理 事 20人以上30人以内
監 事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人を副会長、1人を専務理事、6人以内を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあっては、その代表者）のうちから選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第 14 条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を処理し、副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び理事会並びに外務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会及び理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧 問)

第 18 条 本協会に、顧問 5 人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、本協会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第 15 条第 1 項、第 16 条及び第 17 条（第 17 条第 1 項のただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第 4 章 総会

(種 別)

第 19 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(組 織)

第 20 条 総会は、正会員をもって組織する。

(権 能)

第 21 条 総会は、この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年 3 月及び 6 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 23 条 総会は、第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項の規定による招集の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 理 事 会

(組 織)

第 29 条 理事会は、理事をもって組織する。

(権 能)

第 30 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は、第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長若しくは会長の指名する出席理事がこれにあたる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、外務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 41 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 42 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局及び書類等の保存

(事務局)

第 43 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第 44 条 本協会の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事、顧問及び職員の名簿並びに履歴書
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) 処務日誌
 - (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第 1 号から第 6 号までのものは永久
 - (2) 第 7 号及び第 8 号のものは 10 年
 - (3) 第 9 号のものは 5 年

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. 本会の設立により、日本ビルマ文化協会の会員及び一切の資産、権限は、本会が承継する。
2. 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代える。
3. 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和50年8月31日に終るものとする。
4. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
5. 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
6. この定款は、外務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、外務大臣の認可のあった日から施行する。

(平成9年5月13日 外務大臣認可 認可第14号)